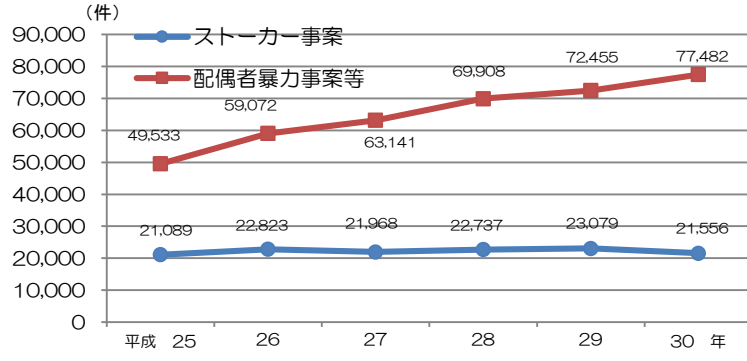


現 状

● ストーカー事案・配偶者暴力事案等の相談等件数



※平成30年中の相談等件数は、いずれも高水準で推移
○重大事案に急展開するおそれ ○都道府県警察の負担増

● 主な対応策

- 人身安全関連事案対応体制による迅速・的確な対応
- この種事案に的確に対処するためには、事案の各段階で関係機関等が連携して対策や支援を行うことが必要不可欠

改正ストーカー規制法（H29.1.3施行 ※一部規定はH29.6.14施行）

国・地方公共団体が努めるべき措置として、実態把握、人材養成・資質向上、教育活動等、民間団体との連携協力を追加（12条）

ストーカー総合対策（H29.4.24改訂 ストーカー総合対策関係省庁会議）

- | | |
|----------------------|-------------------|
| 1 被害者等からの相談対応の充実 | 2 被害者情報の保護の徹底 |
| 3 被害者等の適切な避難に係る支援の推進 | 4 調査研究、広報啓発活動等の推進 |
| 5 加害者対策の推進 | 6 支援を図るための措置 |

女性活躍加速のための重点方針2019（R1.6.18すべての女性が輝く社会づくり本部）

女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現

「ストーカー総合対策」に基づき、ストーカー被害の未然防止・拡大防止に関するリーフレットの作成・配布、被害者等の安全を確保するための一時避難に係る経費の一部の補助等の取組を推進する。

令和2年度概算要求

未然防止

ストーカー予防のための教育・啓発

ストーカー事案を発生させないための予防啓発を行うことが必要

↓
生徒対象啓発パンフレット、被害者等対象リーフレット、加害者対象リーフレットの作成等

情報通信基盤の機能強化

現場での迅速・的確な対応による被害者の安全確保が必要

↓
データ端末の照会機能の強化

被害拡大防止

被害者等の一時避難の支援

危険性が高い事案は、被害者を緊急に一時避難させることが必要

↓
宿泊施設等の利用費用の補助

安全確保のための資機材の整備

自宅や職場等への押し掛け等、被害者の安全を確保することが必要

↓
ストーカー被害者へ貸与するカメラシステムの充実・整備

再発防止

ストーカー加害者に関する地域精神科医療との連携

ストーカー加害者の執着心や支配意識を取り除き、行為を沈静化させることが必要

↓
ストーカー事案加害者に関する地域精神科医療機関等からのアドバイス

DV、ストーカー、児童虐待の被害にあわれている方へ

平成30年1月24日

DV等被害者法律相談援助が始まりました。

DV等被害者法律相談援助は、DV、ストーカー、児童虐待を現に受けている方を対象とする法律相談制度です。



法テラスでは、犯罪被害にあわれた方やご家族に対し、「支援」に関するさまざまな情報をご案内しています。

- 相談窓口、法制度のご紹介
- 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士のご紹介
- 弁護士費用等の援助制度（ご利用には一定の要件があります。）

《DV等被害者法律相談援助制度のご案内》

■ご利用いただける方

DV、ストーカー、児童虐待を現に受けている方

■ご相談いただける内容

再被害の防止に関して必要な法律相談であれば、
刑事・民事問わずご相談いただけます。
法律相談は、弁護士との面談相談です。

■費用

一定の基準を超える資産をお持ちの方には、後日、
相談料(5,400円)をご負担いただきます。

《資産基準》

法律相談実施時に有する処分可能な現金・預貯金の合計額が300万円以下
であること

※DV、ストーカー、児童虐待の被害により、法律相談実施日から1年以内に
支出することとなると認められる費用の額（治療費など）は、現金・預貯金の
合計額から控除します。



法テラスは、国が設立した公的な法人です。

《ご利用の流れ》



《援助の利用に関するQ&A》

申込みはどうすれば良いですか？

お近くの法テラスまでお問い合わせください。
担当者が被害の状況などをお伺いします。

利用するための条件はありますか？

DV、ストーカー、児童虐待(※1)を現に受けている方(※2)であれば、資力にかかわらずご利用いただけます(※3)。

- DV………配偶者や事実上の配偶者、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力のことをいいます。
- ストーカー……特定の者に対する恋愛感情又はそれが満たされない怨恨の感情を満たす目的で、つきまといやSNSを利用したメッセージ送信等の行為を繰り返し行うことをいいます。
- 児童虐待……保護者がその監護する児童(18歳未満)に対し、暴力を振るう、性的行為を要求する、食事を与えない、目の前で家族への暴力をふるうなどの行為を行うことをいいます。

※1 児童虐待防止法の対象が「18歳未満の児童」となっていることから、18歳以上の方には児童虐待に関する法律相談をご利用いただけませんので、ご了承ください。

※2 DV、ストーカー、児童虐待を現に受けている疑いがあると認められる方にも、ご利用いただけます。

※3 これらの被害にあわれている方でも、被害の状況等に応じ、他の制度をご案内する場合があります。

私名義の預貯金がありますが加害者に管理されているため、自由にお金を引き出すことができません。引き出せないお金も「資産」になりますか？

自由に引き出せない場合には、「資産」に含まれません。

資産基準の「資産」とは、法律相談実施時に自由に使える現金・預貯金をいいます。

具体的に「資産」に含まれるかどうかお知りになりたい方は、お近くの法テラスまでお問い合わせください。

代理で相談を受けても良いですか？

法律相談は、被害にあわれている方ご本人に受けていただく必要があります(※)。

制度利用をご希望の場合には、被害にあわれている方ご本人から法テラスへお問い合わせください。

※児童虐待の相談も同様です。

相談した弁護士に依頼したいのですが、弁護士費用が心配です。

一定の要件に該当する方は、弁護士費用等の援助制度(※)をご利用いただけます。

ご利用を希望される場合は、相談を担当した弁護士又は法テラスへお問い合わせください。

※DV等被害者法律相談援助とは別の制度です。

【通し番号45】法務省の人権擁護機関による子どもの人権問題に関する取組

人権相談・調査救済活動

子どもの人権110番（全国共通・通話料無料）0120-007-110



『子どもの人権110番』は、「いじめ」や体罰、虐待といった子どもを巡る様々な人権問題についての相談を受け付ける専用相談電話。電話は、最寄りの法務局・地方法務局につながり、法務局職員又は人権擁護委員が相談に応じ、子どもが相談しやすい体制を整備

子どもの人権SOSミニレター（便箋兼封筒）

全国の小中学校の児童・生徒を対象に、便箋兼封筒付きのミニレターを配布し、人権擁護委員と法務局職員が返信



子どもの人権SOS-eメール（インターネット人権相談）

パソコン、スマートフォン、携帯電話からインターネットを利用して、いつでも人権相談することができ、後日、最寄りの法務局からメール、電話又は面談により回答

〔具体的施策の例〕

- ・専用相談ダイヤル「子どもの人権110番」の設置・広報
- ・被害申告があった場合には、人権侵犯事件として調査の上、事案に応じた救済措置を講ずる。
- ・性的な画像を含むインターネット上の人権侵害情報について削除方法の助言等必要な支援を行う。
- ・人権相談活動を強化することを目的として、全国一斉「子どもの人権110番」強化週間を実施し、平日の電話相談受付時間を延長するとともに、土・日曜日も電話相談に応じている（令和元年度は、令和元年8月29日（木）～同年9月4日（水）に実施予定）。

さらに、子どもの相談しやすい相談体制の整備に向けて、SNSを利用したLINEによる人権相談の試行を実施。



人権啓発活動

〔具体的施策の例〕

- ・「女性の人権を守ろう」及び「子どもの人権を守ろう」を啓発活動強調事項として掲げ、講演会の開催、啓発冊子の配布、DV防止や児童虐待防止をテーマとした啓発ビデオのYouTube法務省チャンネルでの配信等の各種啓発活動を行っている。

男女共同参画局

■内閣府HP上の広報啓発

「その契約、大丈夫？」
～知っていますか？ AV出演強要問題～

「そのアルバイト、大丈夫？」
～知っていますか？ 「JKビジネス」問題～

「モデル・アイドルになりませんか」と声をかけられた、「高収入アルバイト」に応募した。その後、聞いていない・同意していない、性的な行為等の「写真」や「動画」の撮影をされたり、性暴力やストーカー等の被害を受けた。

それをきっかけに若い女性が性的な被害を受ける問題が発生しています。

4月はAV出演強要・「JKビジネス」等被害防止月間です！！

この月間に合わせ、「NO！AV出演強要・JKビジネス」と題して、政府広報オンラインにて特集をしています。

もう、一人で悩まないで。相談できる場所があります

プライバシーに配慮し、秘密は厳守します。安心して相談してください。

▼ AV出演強要
(被害事例・相談窓口等)

▼ 「JKビジネス」
(被害事例・相談窓口等)

AV強要問題 01 こんな被害が起きています

モデルやアイドルのスカウト、高収入アルバイトへの応募をきっかけに、性的な行為を強要される事例が発生しています。

AV強要問題 02 被害にあわないために

あなたや大切な人が被害にあわないために、できること、知っておいて欲しいことがあります。

AV強要問題 03 相談窓口

被害にあっている…どこに相談すればよいかわからない…。

JKビジネス問題 04 こんな被害が起きています

モデルやアイドルのスカウト、高収入アルバイトへの応募をきっかけに、性的な行為を強要される事例が発生しています。

JKビジネス問題 05 被害にあわないために

あなたや大切な人が被害にあわないために、できること、知っておいて欲しいことがあります。

JKビジネス問題 06 相談窓口

被害にあっている…どこに相談すればよいかわからない…。

内閣府HP

政府広報室

■WEB動画広告

- 若者への影響力が大きい媒体を活用した動画広告の配信
⇒ YouTube、LINE、Instagram、Twitter
- 若年層に人気のアプリへの動画広告の配信



被害防止動画

■ターゲットを絞った情報提供

- 被害者や興味関心が高いと思われるユーザーに対する情報提供(Google、Yahoo!)
- 動画広告を視聴したユーザーへのバナー広告

■WEBタイアップ広告

- マイナビティーンズ（ティーンズによる座談会）やマイナビ学生の窓口（漫画コンテンツ）の活用



マイナビ学生の窓口



マイナビティーンズ

■街頭ビジョン、大学内サイネージ

- 若年女性が多く集まる場所における街頭ビジョン（全国主要5都市）や入学直後の人が多い時期の大学内サイネージ（全国71大学）の活用



街頭ビジョン



大学内サイネージ

■新聞記事下広告（全国紙、地方紙73紙）

■ポスター・リーフレット

- 大学や自治体等へ配布



新聞記事下（平成31年4月6日）

<概要>

政府では、毎年11月12日から11月25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間、関係団体との連携、協力の下、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化するための広報活動を実施しています。（平成13年6月5日男女共同参画推進本部決定）

<目的>

潜在化しやすい女性に対する暴力（配偶者等からの暴力、性犯罪、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント等）の問題に対し、社会の意識を喚起するとともに、女性の人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることにより、暴力を容認しない社会風土を醸成するための啓発を強力に推進することを目的としています。

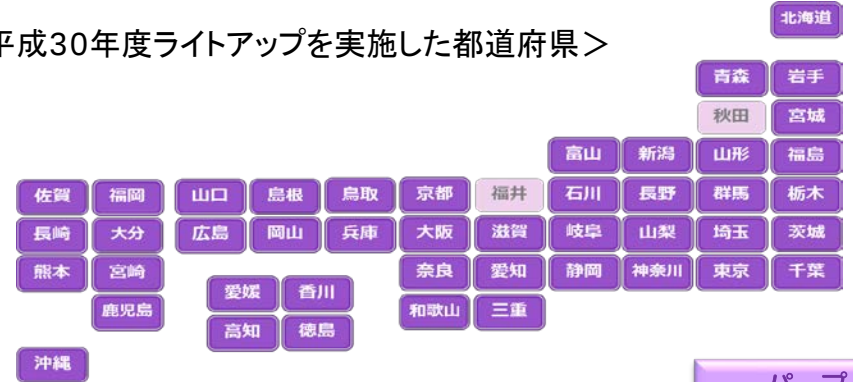
<平成30年度の取組（主なもの）>

- 動画広告（Facebook、Instagram等）
- ポスター・リーフレットの配布、掲示
- パープル・ライトアップ
※45都道府県160か所で実施
- パープルリボン贈呈式（10月23日実施）
- テレビ、新聞、インターネットによる広報
- 全閣僚等のパープルリボン着用
※閣僚懇談会での発言あり（11月9日）

<動画広告>



<平成30年度ライトアップを実施した都道府県>



<平成30年度ライトアップ写真>



パープル・ライトアップ

女性に対する暴力根絶のシンボルカラーであるパープルにライトアップし、暴力の根絶を呼びかけるとともに被害者に対し、「ひとりで悩まず、まずは相談を！」というメッセージを送っています。



全閣僚等のパープルリボン着用
（官邸ホームページ掲載写真を一部加工）



パープルリボン贈呈式
（ミス・インターナショナル
世界大会出場者によるパープルリボン着用）